

千葉県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成22年7月13日

千葉県監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	近藤千鶴子
同	中島賢治

22千総総第1328号
平成22年7月9日

千葉市監査委員 古川 光一 様
同 大島 有紀子 様
同 近藤 千鶴子 様
同 中島 賢治 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成17年度監査報告第3号、平成18年度監査報告第11号、平成21年度監査報告第9号、平成21年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 18監査報告第11号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

4 契約の締結を適正に行うべきもの（消防局）

地方自治法第214条によると、歳出予算の金額、継続費の総額又は、繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないと規定されている。

また、同条第234条の3によると、上記にかかわらず、翌年度以降にわたり電気、ガス等の供給を受ける契約や不動産を借りる契約を締結することができるが、その場合は各年度における経費予算の範囲内において供給を受けなければならないと規定されている。

しかしながら、消防用高所監視カメラ等の設置に係る建物賃貸借契約については、翌年度の予算措置がなされていないにもかかわらず、契約書中に「契約期間満了の6か月前までに、甲又は乙から解約の通知をしないときは、満了の翌日から起算して1か年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。」とした自動更新条項を設け、これに基づき毎年度契約を更新していた。

契約の締結については、法令に基づき適正に行われたい。

講じた措置

消防用高所監視カメラ等の設置に係る賃貸借契約については、自動更新条項を設けないこととし、翌年度以降の予算措置がなされない場合は、変更契約の締結又は当該契約の解除を行う旨の条件を附した長期継続契約を平成21年4月1日に締結した。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

ア 使用料の減免手続を適正に行うべきもの（市民局）

(ア) 高原千葉村施設使用料について

高原千葉村設置管理条例第8条によると、市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができることとされている。また、「千葉市高原千葉村の使用料減免に係る事務処理要領」（以下「事務処理要領」という）第2条によると、使用料の減免基準として、減免の対象者は身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者とその付き添い1名と定められている。

しかしながら、被爆者健康手帳の交付を受けた者の減免申請については、高原千葉村管理事務所長が本庁地域振興課と協議の上、決裁規程の個別専決事項に基づく専決者として使用料の免除を行っているが、事務処理要領においては被爆者健康手帳の交付を受けた者は減免の対象として定められておらず、減免手続に係る決裁においても被爆者健康手帳の交付を受けた者を減免する根拠について明確な記載がなされていなかった。使用料の減免については、規程に基づき適正な手続により行うとともに、事務処理要領の見直しを図られたい。

講じた措置

高原千葉村における使用料の減免については、平成22年4月1日に事務処理要領を改正し、被爆者健康手帳の交付を受けた者を減免対象とした。

報告書番号 21 監査報告第 12 号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(1) 収入事務

ア 使用料の減免手続を適正に行うべきもの（市民局）

(イ) 女性センター施設使用料について

ハーモニープラザ設置管理条例第 12 条によると、市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができることとされている。また、決裁規程別表第 1 において、減免基準の明確な歳入の減免に係る専決者は、課長・第一類及び第二類の事業所の長等とされている。

しかしながら、女性センターの施設使用料の減免については、減免基準に基づき同センターの指定管理者に決定させており、専決者である所管課長は決裁を行っていなかった。

使用料の減免については、条例に基づき適正な手続により行われたい。

講じた措置

女性センター施設使用料の減免については、平成 22 年 4 月から専決者である男女共同参画課長が決裁を行うこととした。

報告書番号 21 監査報告第12号

監査の種類 財務定期監査

監査の結果

(3) 契約事務

イ 随意契約理由に妥当性が認められないため契約方法の見直しを行うべきもの
(市民局)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によると、随意契約により契約ができる場合として、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときとされている。

しかしながら、消費者啓発に係るFMラジオスポットCMの制作及び放送の委託については、FM放送局の業務代理店でFMラジオスポットCMを担当しているとの理由で一者随契により契約の相手方を決定していたが、当該委託業務は特定の者でなければ履行が困難なものとはいえず、随意契約によることができる場合として、その性質又は目的が競争入札に適さないものをするときとした上記適用条項を根拠とする理由には妥当性が認められない。

当該委託については、契約方法の見直しを行われたい。

講じた措置

消費者啓発に係るFMラジオスポットCMの制作及び放送の委託については、平成22年4月に希望参加型指名競争入札により委託業者を決定し、契約を締結した。